

南相馬ブランド認定制度実施要領

（目的）

第1条 この要領は、南相馬の優れた地域産品を南相馬ならではの特別な商品として、情報発信し、観光誘客の促進と地域経済の活性化を図るため、南相馬ブランド認定制度について定める。

（申請）

第2条 南相馬ブランドとして認定を受けようとする事業者等は、「南相馬ブランド認定申請書」を、南相馬市観光事業実行委員会（以下「実行委員会」とする。）に申請するものとする。

（申請資格）

第3条 申請資格を有する者は、第4条または第5条で定める要件を満たしている者とする。

（一般資格）

第4条 申請資格を有する者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- （1）一般社団法人南相馬観光協会の定款に定める正会員または賛助会員。
- （2）一般社団法人南相馬市かしま観光協会の定款に定める正会員。
- （3）小高観光協会の会則に定める個人会員、法人会員、団体会員、特別会員。

（特別資格）

第5条 申請資格を有する者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- （1）福島県立原町高等学校または同校に在籍する生徒。
- （2）福島県立小高産業技術高等学校または同校に在籍する生徒。
- （3）福島県立相馬農業高等学校または同校に在籍する生徒。

（申請条件）

第6条 第3条の要件を満たす者は、次の各号のすべてを満たさなければならない。

- （1）南相馬市に住所を有する者、または南相馬市内に本拠を置く事業所等
- （2）生産過程で各法令や基準等に違反しておらず、責任の所在が明確であり、第三者からの苦情等に対応できること。
- （3）暴力団または暴力団員等の反社会的勢力ではなく、業務上においても、暴力団または暴力団員等の反社会的勢力と何ら関わりがないこと。

(認定対象品)

第7条 認定対象品は次のとおりとする。

(1) お土産に適した加工食品

(申請要件)

第8条 申請は、法人ないし個人につき1件までとする。

(審査会)

第9条 審査会の開催時期は3月とする。ただし、実行委員会委員長が認めるときはその限りではない。

(1) 第2条に基づき申請された認定対象品は、「南相馬ブランド認定制度実施マニュアル」に則して審査する。

(認定の有効期間)

第10条 認定期間は設けない。制度廃止、又は取り消しまで有効とする。

(認定の表示)

第11条 認定を受けた者(以下、「受証者」という。)は、認定された認定対象品(以下、「認定品」という。)、包装、容器、啓発用品等に認定品であることを表示することができる。

(認定の変更)

第12条 受証者は、認定品が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに実行委員会に報告するものとする。

(1) 認定品の名称を変更したとき。

(2) 受証者の名称、代表者名称、住所等を変更したとき。

(3) 認定品の規格、形状、容器包装等を著しく変更したとき。

(認定の取消し)

第13条 実行委員会は、認定品が次の各項のいずれかに該当するときは、認定を取り消すことができる。

(1) 申請資格を具備しなくなったとき。

(2) 認定品の生産、製造又は販売を中止又は廃止したとき。

(3) 虚偽の申請により認定を受けたとき。

(4) 南相馬ブランド認定制度が廃止されたとき。

(5) その他、認定品としてふさわしくないと判断されたとき。

(受証者の責務)

第14条 受証者は、この要領の規定を誠実に遵守するとともに、認定品の生産、製造及び販売を通じて、関係業者等と連携し、積極的に南相馬ブランドのイメージ向上に努めなければならない。

2 認定品の品質、流通及び販売等に事故等の問題が生じたときは、直ちに実行委員会に報告するとともに、自らの責任を持って問題の解決にあたるものとする。

(その他)

第15条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、実行委員会委員長が定める。

附 則

この要領は、令和8年1月7日から施行する。